

小諸市福祉企業センター指定管理者業務仕様書

令和7年8月

小 諸 市

1 指定管理者制度導入の趣旨

施設の専門的な知識やノウハウを持つ団体が管理運営を行うことで、市民サービスの向上及びコストの削減が期待できることから、指定管理者制度を導入実施する。

2 施設設置の目的

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている者に対して、就労又は技能の習得を支援するとともに、社会福祉に関する活躍の場を提供し、もって市民の福祉の増進に資するため。

3 対象施設の概要

(1) 施設名称及び所在地

小諸市福祉企業センター 小諸市加増一丁目2番18号

(2) 建築年

1980年（昭和55年）

(3) 敷地面積

約2,775m²

(4) 建築構造

鉄筋コンクリート造2階建て・一部平屋建て

(5) 延床面積

約1,366m²（1階約969m²、2階約397m²）

(6) 施設内容

作業室（3室）、休憩室・食堂（1室）、更衣室（1室）、トイレ（男・女各1箇所）、事務室（1室）、物置（3室）

4 施設の種別及び定員

生活保護法に基づく授産施設	25人
就労支援継続B型（通所）、その他	25人

5 利用時間（利用者が施設を利用できる時間）及び休所日

(1) 利用時間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、指定管理者が、センター業務の円滑な推進のため又は利用者の利便性を考慮し、市長の承認を得たときは、これを変更することができる。

(2) 休所日

休所日は次のとおりとする。ただし、指定管理者が市長の承認を得たときは、臨時に休所し、また休所日を変更することができる。

①土曜日及び日曜日

②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

③12月29日から翌年1月3日まで

6 管理の基本的な考え方

(1) 事業実施の基本方針

- ① センターは、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うこと。
- ② センターは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場にあったサービスの提供に努めること。
- ③ センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、小諸市（以下「市」という。）及び障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めること。
- ④ センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めること。

(2) 管理運営の基本方針

- ① センターは、効率的な運営に努め、管理名日の縮減と工賃収入の向上に努めること。
- ② センターは、適切な広報を行う等、施設の利用促進を積極的に図ること。
- ③ センターは、利用者にとって快適な施設であることに努めること。
- ④ センターは、利用者に対して年1回以上の健康診断を行い、常に健康の維持増進に努めること。
- ⑤ センターは、魅力ある自主事業を実施し、利用者のサービス向上に努めること。
- ⑥ センターは、盗難等の犯罪及び火災等の事故の発生予防に努めること。
- ⑦ センターは、年1回以上の避難訓練等を実施し、緊急時対応マニュアルを作成すること。
- ⑧ センターは、個人情報の保護を徹底すること。
- ⑨ センターは、市の環境方針に従い、事業実施、管理の範囲において環境に配慮すること。
- ⑩ センターは、利用者及びその家族等の意見、要望を聞くための取り組みを行い、その意見に配慮するとともに、要望及び苦情に対する体制の整備を図ること。

(3) 指定管理者が行う管理の基準

① 関係法令の遵守

事業実施及び管理運営に当たっては、次の関連する法令等の内容を十分に理解し、法令の規定に基づいて行うこと。

ア 小諸市福祉企業センターの設置及び管理に関する条例（平成27年3月25日条例第13号）、小諸市福祉企業センター管理規則（平成27年3月27日規則第7号）

イ 地方自治法（昭和22年法律第68号）、同施行令（昭和22年政令第16号）、同施行規則（昭和22年内務省令第29号）ほか行政関係法

ウ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）

オ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法）、同施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、身体障害者福

祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

カ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）ほか労働関係法令

キ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、同施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）

ク 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、小諸市個人情報保護法施行条例（令和 4 年 12 月 26 日条例第 16 号）、同施行細則（令和 4 年 12 月 26 日規則第 42 号）、情報公開・個人情報保護ハンドブック

ケ 小諸市情報公開条例（平成 11 年 3 月 26 日条例第 1 号）、同施行規則（平成 11 年 3 月 26 日規則第 1 号）、小諸市情報セキュリティポリシー

コ 小諸市公文書管理規則（平成 27 年 3 月 12 日規則第 3 号）、小諸市公文書管理規程（平成 27 年 3 月 13 日訓令第 3 号）

サ 小諸市環境条例（平成 12 年 9 月 29 日条例第 27 号）

シ 救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 41 年厚生省令第 18 号）

ス その他関係法令

② 個人情報の管理

個人情報の保護に関する法律、小諸市個人情報保護法施行条例、同施行細則及び情報公開・個人情報保護ハンドブックの定めるところにより、個人情報の適切な管理を行うこと。

③ 情報漏えい

情報漏えいの予防策を講ずること。情報漏えいがあった場合には、必要な処理を行うとともに、直ちに市へ報告すること。

（４）秘密保持義務

小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 9 条のとおり

（５）職員配置等

① 職員配置

職員配置及び勤務形態は、センターの運営に支障の無いように定めるとともに、センターの運営に当たり有資格者を必要とする場合は資格者を雇用すること。また、職員に対して施設運営に必要な研修を実施すること。

ア 施設長（所長） 1 名（常勤とすること。）

イ 作業指導員

② 職員名簿を作成し、あらかじめ市に提出すること。職員を変更するときも同様とする。

7 事業内容

センター内での作業を基本とする。ただし、週 1、2 階程度の委託業務等については、センター外業務として認める。

（１）社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設に関する事業

- (2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第1項第2号に規定する就労継続支援B型に係る支援）に関する事業
- (3) センターの効用を増加させる自主事業
- (4) センター利用者の福利厚生事業
- (5) センターの管理及び運営に関する事業
- (6) センターの施設及び設備の維持管理に関する事業
- (7) 前6号に掲げるもののほか市長が認める事業

8 指定管理者の業務内容

- (1) 生活保護法第38条第1項第4号に規定する授産施設の業務
- (2) 障害者総合支援法第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の10第1項第2号に規定する就労継続支援B型に係る支援）に関する事業の業務
- (3) センターの効用を増加させる自主事業の業務
- (4) センター利用者の福利厚生事業の業務
- (5) センターの管理及び運営に関する事業の業務
 - ① 事業計画書及び事業報告書の作成
 - ア 市が指定する日までに新年度の事業計画書を作成し、市の承認を得るものとする。
 - イ 事業年度終了後2月以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、提出するものとする。
 - a 事業の実施状況
 - b 事業の収支状況
 - c 自主事業に関する事項
 - d その他市長が必要と認めた事項
 - ② 各種統計資料の作成
 - ③ 利用許可等に関する業務
 - 小諸市授産施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条、第10条及び第13条のとおり
 - ④ 安全対策、防災、避難訓練等の実施

⑤ 施設保全業務

施設の点検、保全に努めること

⑤ 苦情処理

利用者から苦情が出た場合は、適正な対応を行い、当該苦情の円滑かつ円満な解決に努めること。

⑥ 自己評価の実施

ア 利用者からの意見、要望等の把握に努め、市へ報告すること。

イ 毎年度末に、毎年の活動内容を運営評価シート（小諸市公の施設指定管理者制度運用ガイドライン様式第2号）により自己評価し、市が指定する日までに提出すること。

⑦ 業務の引継ぎ

指定期間終了又は指定取り消しにより、次期指定管理者等に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータを提出すること。なお、引継ぎに係る経費については、管理者の負担とする。

9 業務の再委託の禁止

指定管理者は、本業務の全部又は主たる事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、個別の業務の委託については事前に市と協議を行うこと。

10 施設の目的外使用

施設の目的外使用は禁止する。ただし、センターの効用を図るため必要があると認められる場合には、市と協議して使用できるものとする。

11 指定管理者の収入等

次の事項について、指定管理者の収入とする。

- (1) 小諸市授産施設の設置及び管理に関する条例第14条及び第15条の規定による使用料
- (2) 授産施設事務費相当額及び授産施設受託事業収入
- (3) 自立支援給付費等
- (4) 自動販売費取扱手数料及び電話使用料収入

12 指定管理料

- (1) センターの管理に必要な経費として、収入状況を参考に指定管理料を見積もること。（年額3,000,000円を上限とする。）
- (2) 市は、指定管理料を2回に分割して、協定書に定める期日までに、指定管理者の請求に基づいて支払うこととする。

13 保険の加入

指定管理者は、事業実施及び管理運営に際し、施設の不備又は業務上の不注意が原因となって第三者に身体障害や財物損壊を与えた賠償事故に対応する保険等に参加（施設利用者の損害保険等）すること。

14 指定管理者の賠償責任

指定管理者は、その責に帰すべき事由により、事業の実施に関し、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

15 文書の保存について

指定管理者が扱う公の施設に関する文書は、小諸市公文書管理規則及び小諸市公文書管理規程に準じて、指定管理者が保存する。

16 調査、監査及び立入検査等

市は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。指定管理者は、合理的な理由なく、これを拒否できないこととする。

17 指定の取消し等

市は、指定管理者が行う施設の管理の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者が法令等又は協定の規定に違反した場合
- (2) 指定管理者の社会的信頼が著しく害される事態が発生した場合
- (3) 指定管理者の経営状況が悪化した場合
- (4) 指定管理者が報告の求め若しくは調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げ、指示に従わない場合は指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害に対しては、市はその責を負わない。

18 原状回復義務

指定管理者は指定期間終了時又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

19 市と指定管理者の責任分担

別表1のリスク分担表に基づき、市と指定管理者で責任を分担すること。

20 市と指定管理者の費用分担

別表2の主な経費分担表のとおりとする。

21 管理備品等の維持管理及び帰属等

バイオディーゼル燃料精製機を無償で貸与する。施設の運営に支障をきたさないよう、適切な管理を行うこと。備品が損傷又は使用できなくなったときは、指定管理者の費用により

修理を行うこと。

22 指定管理期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

23 応募（申請）に関する事項

（１）申請者の資格

申請資格は、次に掲げる条件に該当する社会福祉法人又は特定非営利法人（NPO）とする。

- ① 市内に事業所又は作業所を有すること。
- ② 小諸市福祉企業センターにおいて、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第 1 種社会福祉事業を行えること。
- ③ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援 B 型事業所の指定を令和 8 年 3 月 31 日までに取得可能なこと。（取得済みもしくは見込みを含む）
- ④ センターを管理するにあたって資格及び免許等が必要な場合は、令和 8 年 3 月 31 日までに取得可能なこと。（取得済みもしくは見込みを含む）

（２）申請者の制限

申請にあたり、当該法人及びその役員のうち、次のいずれかに該当する法人は応募することができない。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 及び第 142 条に該当するもの
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当するもの
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請したもので、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がされていないもの
- ④ 国税・県税・市税を滞納しているもの
- ⑤ 暴力団及びその構成員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及び同条同項第 6 号に規定する暴力団員をいう。）であるもの

（３）申請に必要な書類

- ① 「小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第 3 条第 2 項の「小諸市公の施設指定管理者指定申請書（様式第 1 号）」
- ② 令和 8 年度から令和 12 年度の各年度のセンターの管理に係る事業計画書及び収支計算書
- ③ 法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては登記事項証明書に相当する書類
- ④ 法人等の役員名簿
- ⑤ 法人にあっては定款、寄付行為又はこれに準ずるものの謄本、法人以外の団体にあっては、定款、寄付行為又はこれに準ずるものの謄本に相当する書類
- ⑥ 指定申請の日に属する事業年度の前年事業年度における財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書等）

ただし、指定申請の属する事業年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財産目録とする。

⑦ 指定申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書

⑧ 組織及び運営に関する事項を記した書類

⑨ 現に行っている業務の概要を記載した書類

⑩ 納税証明書

国税（法人税、消費税）、県税（法人県民税、法人事業税、自動車税）、市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）の納税証明書 ※ 直近 1 年分

⑪ 暴力団等の反社会的勢力者に該当しない誓約書

⑫ 前 11 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（４）応募（申請）に際しての留意事項

① 上記「（３）申請に必要な書類」は紙媒体での提出とし、見出しを付けること。

② 郵送での提出可とする。

③ 申請に関して必要となる費用は申請者負担とする。

④ 申請書類は利用の如何を問わず返却しないこととする。

（５）応募（申請）期間

令和 7 年 8 月 12 日（火）～令和 7 年 9 月 12 日（金）

※ 持参、郵送とも 9 月 12 日必着

（６）提出先

小諸市役所 保健福祉部 福祉課 保護社会係

電話：0267-22-1700 内線 2141

〒384-8501 小諸市相生町三丁目 3 番 3 号

（７）選定基準

小諸市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 3 条による。

① 事業計画書の内容が利用者の平等な利用を確保できるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。

② 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

③ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。

④ 前 3 号に掲げるもののほか、公の施設の設置の目的を達成するために十分な能力を有しているものであること。

(8) 審査項目

- ① 法人等の安全性・継続性
- ② 法人等運営の透明性
- ③ 法人等の理念及び姿勢
- ④ 法人等運営における法令等の遵守状況及びその考え方
- ⑤ 運営実績
- ⑥ 効率化への取り組み
- ⑦ 応募（申請）理由
- ⑧ 地域との連携
- ⑨ 施設管理運営体制（職員体制、職員研修計画ほか）
- ⑩ 利用者への対応（処遇）、考え方
- ⑪ 自主事業
- ⑫ 危機管理体制（安全対策、個人情報の保護及び漏えい時の対応、緊急時の対応、感染症対策）

24 指定管理者候補者の選定及び審査

- (1) 指定管理者候補者は、公募型プロポーザル方式で選定する。

所管課において応募（申請）者の書類の審査、プレゼンテーション審査又はヒアリングを実施し、その結果を小諸市公の施設指定管理委員会へ報告する。

- (2) 小諸市公の施設指定管理委員会は、所管課の審査結果を基に審査し、指定管理者の候補者を決定します。

25 選定スケジュール

- (1) 募集の公告及び仕様書の配布

令和7年8月1日（月）

- (2) 質問等の受付及び回答

令和7年8月1日（火）～令和7年8月8日（金）

- (3) 応募（申請）書類の受付

令和7年8月12日（火）～令和7年9月12日（金）

- (4) 書類審査

令和7年9月16日（火）以降

- (5) プレゼンテーション審査又はヒアリングの実施

令和7年9月中旬以降

(6) 小諸市公の施設指定管理選定委員会の開催
令和7年9月下旬以降

(7) 小諸市公の施設指定管理選定委員会の結果通知
令和7年9月下旬以降

(8) 市議会の議決
令和7年12月下旬

(9) 指定の通知及び公告
令和7年12月下旬以降

(10) 基本協定の締結
令和8年1月以降

(11) 年度協定の締結
令和8年4月1日

26 モニタリング

小諸市公の施設指定管理者制度運用ガイドライン【第4章 導入後の対応】のとおりとし、細部の評価項目及びモニタリングの具体的方法は、市と指定管理者とで協議のうえ決定するものとする。

27 協議

指定管理者は、業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

(別紙 1)

リスク分担表

種 類	内 容	リスク分担	
		市	指定 管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺住民・住民への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令等の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
不可抗力	不可抗力(市長又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
資金調達	市から指定管理者への経費の支払い遅延によって生じた事由	○	
	指定管理者から市への経費の支払い遅延によって生じた事由		○
施設・設備の修繕等	指定管理者の故意又は重大な過失によるもの		○
	設計、構造上の原因によるもの	○	
	経年劣化、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等で、修繕に係る費用が1件10万円未満の小規模なもの		○
	年劣化、第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの等で、修繕に係る費用が1件10万円以上のもの	○	
セキュリティー	警備不備による情報漏えい、犯罪発生等		○
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	指定管理による業務及び協定内容の不履行		○
管理上の瑕疵による損害・事故・災害等	指定管理者の管理上の瑕疵による損害・災害・事故等		○
損害賠償	指定管理者の瑕疵に起因する損害		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合における事業者の撤収費用		○
指名取消等による経費	指名の取消又は業務停止による経費		○

※ 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、市と指定管理者が協議の上決定することとする。

(別表 2)

主な経費分担表

種 類	内 容	リスク分担	
		市	指定 管理者
人件費	所長及びその他職員		○
消耗品費	事務用消耗品（文房具等） 管理・補修用消耗品（蛍光灯など）		○
印刷製本費	用紙印刷		○
光熱水費	電気料金、都市ガス料金、灯油代、上下水道料金		○
通信運搬費	電話料金、郵便料		○
委託料	警備委託、消防設備点検委託、機械設備保守点検 管理委託		○
保険料	施設利用者損害賠償保険、運送保険		○
	火災保険、建物損害賠償保険	○	